

2006/08/31

第17回JPドメイン名諮問委員会
資料5

日本国政府におけるドメイン名利用の 方向性とJPドメイン名としての対応

2006年8月31日

株式会社日本レジストリサービス

「第1次情報セキュリティ基本計画」と 「セキュア・ジャパン2006」

ITは我が国の国民生活・社会経済活動を豊かにしてきた。そして、今後も我が国だけでなく世界も一層豊かにするものと期待されている。しかしながら、ITが我が国の国民生活・社会経済活動に深く浸透していくに伴い、ITの利用自体が国民生活・社会経済活動の安全・安心を脅かす事態が発生してきている。このような事態に対する対策を抜本的に強化すべく、官民における統一的・横断的な情報セキュリティ対策を推進するために策定されたのが、我が国の情報セキュリティ対策に係る中長期の戦略である「第1次情報セキュリティ基本計画」（2006年2月2日情報セキュリティ政策会議決定、以下「基本計画」という。）である。

この「セキュア・ジャパン2006」は、基本計画を受け、2006年度における我が国の情報セキュリティ政策の政府の重点施策と2007年度における重点施策の方向性を定めるものである。

「セキュア・ジャパン2006」第1章より抜粋(1ページ)

セキュア・ジャパン2006におけるドメイン名

(ウ)政府機関への成りすましの防止

悪意の第三者が政府機関に成りすまし、一般国民や民間企業等に害を及ぼすことがないように、正統な政府機関であることを容易に確認可能とするため、電子証明書³の広範な活用や、政府機関のドメイン名であることが保証されるドメイン名³の利用を推進する。

【具体的施策】

ア)政府機関のドメイン名であることが保証されるドメイン名の利用の促進(総務省および全府省庁)

政府機関のドメイン名であることが保証されるドメイン名を利用していないサイトについては、原則として2006年9月までに、同ドメイン名の利用を開始する。

また、政府機関のドメイン名であることが保証されるドメイン名を用いることについて、各府省庁は国民に対し広く周知を行う。

3「政府機関のドメインであることが保証されるドメイン名」とは、「属性型jpドメイン名のうち『go.jp』ドメイン名、及び汎用jpドメイン名における日本語ドメイン名の中で行政等に関するものとして予約されたドメイン名」を指す。

「セキュア・ジャパン2006」第2章より抜粋(9ページ)

JPRSとしての対応

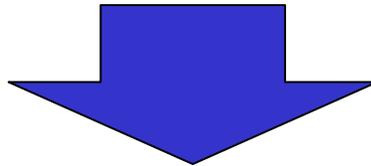
- ・ 「第1次情報セキュリティ基本計画」及び「セキュア・ジャパン2006」を支援し、JPドメイン名を通してインターネットに貢献するため、以下の対応を行う。
- ・ GO.JPドメイン名
 - 政府機関の利用支援、必要な制度整備
 - GO.JPドメイン名が政府機関のドメイン名であることの周知啓発
- ・ 日本語JP予約ドメイン名
 - 予約ドメイン名が常に適切な内容に維持されるための仕組みに関する政府との調整
 - 予約ドメイン名を政府機関が利用するための手続の整備

GO.JPドメイン名の現状

- ・ 登録数は2006年8月1日現在で841ドメイン名。
- ・ 属性型JPドメイン名の中の1属性として、1組織1ドメイン名原則を適用しているも、組織単位は不問。
 - － 日本国政府という組織の内部構造である省庁部局の何をJPドメイン名の登録規則に定める「1組織」と見なすかの判断は困難。
 - － 1998年に、GO.JPドメイン名では組織単位の判断を行わず、登録組織名が異なれば別組織として登録を認める方針を表明。
- ・ 現在の状況
 - － ある政府機関が複数のGO.JPドメイン名を利用するために、本来不要な部署名等を付加して登録・利用している。
 - － ある政府機関が複数のドメイン名を利用するため、GO.JPドメイン名以外のgTLDなどを登録・利用している。

GO.JPドメイン名における1組織1ドメイン名原則 適用の変更

- ・ 政府機関による自由な登録を可能にする方向にありながら、現状は1組織1ドメイン名を形式の上で適用
 - 不適切なドメイン名登録情報の増加
 - GO.JPドメイン名の利便性の低下
- ・ セキュア・ジャパン2006により、政府機関によるGO.JPドメイン名の登録・利用はさらに促進

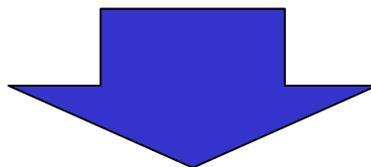


GO.JPドメイン名における1組織1ドメイン名原則適用
の変更が、至急必要

GO.JPドメイン名の制度変更内容(予定)

(変更前)

- 1組織1ドメイン名原則を適用するが、登録組織の単位は問わず、同一省庁でも部署などが異なれば別の組織とみなして登録可能
例: 同じ「〇〇省」では複数のGO.JPドメイン名を登録することはできないが、「〇〇省△△局」であれば登録可能



(変更後)

- 1組織1ドメイン名を適用せず、同一登録組織が複数のドメイン名を登録可能
例: 「〇〇省」で2つ以上のGO.JPドメイン名を登録可能

日本語JP予約ドメイン名の対応

・ 状況

- 2005年度のJPドメイン名諮問委員会答申により、「行政・司法・立法に関連する名称」に区分されている予約ドメイン名の登録受付開始に向けた検討を推進
- 第1次情報セキュリティ基本計画のもと、政府からの依頼に基づき、予約ドメイン名の内容を更新するための調整を実施
- 今後の随時改定のための手順等について政府と調整

・ 今後の予定

- 予約ドメイン名の登録のための手続を整えた後、「行政・司法・立法に関連する名称」に区分されているものの登録受付を開始。
- 他区分の予約ドメイン名に関しては、引き続き検討・調整を継続

参考：日本語JP予約ドメイン名の今後の取扱い方針に関する答申へのJPRSの対応

3. 行政・司法・立法に関連する名称

答申に従い、対象となる組織が予約ドメイン名を登録できるよう、具体的な登録手続の検討を進めます。特に、市区町村名をはじめとする地方自治体に関連する名称については、名称の重複などを考慮した公平な登録手続が提供できるよう、関連行政機関との調整を行います。

なお、「北海道」についても答申に従い、地名ではなく行政に関連する名称として他の都道府県名と同様に扱うことで関連行政機関との調整を行います。

(中略)

5. 予約ドメイン名の追加・修正要求への対応

答申に従い、公的機関の新設や廃止などによる予約ドメイン名の追加や修正要求に対応できるよう、関連機関との連携の下、手続の検討を進めます。

JPドメイン名諮問委員会の答申JPRS-ADVRPT-2005001への対応

<http://jprs.co.jp/advisory/jprs/060428-2.html>

より抜粋